

中四国地区の自動車学校初!!  
国土交通省認定の講習団体としてHP掲載

# ドローン講習



**DAJ** DAJドローンアカデミー  
ジャパン 広島本校

## ドローン専用飛行場完備

ドローン飛行操縦に関する技能認証に必要な基本知識  
および基本操作を習得し『ドローン飛行を身近に楽しむ』  
ことを目的とした講習を実施します。



専用飛行練習場

## 国土交通省認定の技能認証交付メリット

- 1 航空法の規制に係る飛行禁止区域等における飛行に関する許可・承認の審査を簡略化できます
- 2 ドローンを活用した仕事を請負う場合に、発注者側の信頼を得やすくなります
- 3 航空法の規制以外に、土地の所有者等から許可を受ける必要がある場合に理解を得やすくなります

※但し、用途により機体に応じた飛行訓練を実施してください

## 無人航空機講習修了証の交付

全カリキュラム受講後、学科・技能の審査に合格すると、技能認証として「DAJドローンアカデミージャパン広島本校」の講習修了証が交付されます



無人航空機講習修了証

## DAJ会員特典

『無人航空機講習修了証』交付者特典としてDAJドローンアカデミージャパンに会員登録され、入会后1年間(無料)有効です

何度でもご自身の機体を持ち込み、ドローン飛行練習場を予約制にて次の使用目的等に利用できます

- 1 飛行形態により義務付けされている90日前に1時間以上の飛行訓練
- 2 HP掲載の機体以外の場合、申請時に必要な3時間以上、10回以上の飛行にて安全飛行確認
- 3 屋外飛行訓練場にて、実践に必要な自然の風での飛行訓練

## 技能認証に含む飛行形態

- 1 人又は家屋の密集している地域の上空
- 2 人又は物件と30mの距離が確保できない飛行
- 3 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
- 4 地表又は水面から150m以上の高さの空域
- 5 催し場所上空の飛行
- 6 危険物の輸送

※上記以外の自動操縦、夜間飛行、目視外飛行、物件投下の技能認証は別途必要です、予めご了承下さい

公認 **テクノ自動車学校**  
広島県安芸郡熊野町5640-1 TEL.(082)854-4000(代)  
URL <http://tekuno.info> E-mail:[home@tekuno.info](mailto:home@tekuno.info)



## 技能認証の名称

ドローン運航管理者講習(DAJ) ドローン操縦技能者講習(DAJ)

## 受講資格

18歳以上・視力0.7以上・色彩識別・聴力・日本語力  
※同業者の方等は受講できません

## 安全対策等

受講者、ドローン飛行練習場の利用者は、指示された安全対策上の遵守事項や飛行可能エリアを厳守して下さい(講習中の撮影・録音等は禁止です)

## 講習日数

2日間～ 飛行約12時間以上 各日9時～17時半(集合15分前)  
※筆記用具を持参下さい  
※悪天候時は上履きを持参下さい(スリッパ貸出有り)

## 開講日時

HPを確認後・メール・電話にて確認して下さい  
※定員を超える場合は、先着順にて後日連絡させて頂きます

## 受講場所

テクノ自動車学校「ドローン専用飛行場」  
※悪天候時は屋内練習場へ移動又は、中止する場合があります

## 受講料

**150,000円(165,000円税込み)**  
『ドローン運航管理者・ドローン操縦技能者』セット講習  
※受講1週間前までの入金確認で予約完了となります  
受講料に機体貸出、学科、技能の審査各1回分が含まれ、不合格の場合、後日1時間補講(11,000円/H)・再審査(7,000円/回)が必要です  
【振込先】もみじ銀行 熊野支店 普通0050123  
株式会社テクノ自動車学校

## 保険加入

使用機体はドローン保険に加入しています

## 同意事項・受講申し込み

必ず本用紙およびHP記載の全内容を確認し、同意の上、申込書に記載しお申し込み下さい  
機体が精密機械のため、小雨等の自然災害は勿論、中風、交通災害または講師の急病その他やむを得ない事由が発生した場合、講習を延長・延期または中止とし、次回へ振替となること等を予めご了承下さい



# 同意書

## (目的) 第1条

この同意書は、「DAJドローンアカデミー広島本校」株式会社テクノ自動車学校が行う、無人航空機（ドローン）に係る講習の受講について、受講者（以下甲という）と株式会社テクノ自動車学校（以下乙という）が、安全な飛行のための技能認証等に必要な操作及び知識を修得し、安全対策の検証及び確実な実施を通じて安全確保を万全に「ドローンを身近に楽しむ」為に、双方の約束事の同意を目的とする。

## (申し込み) 第2条

受講の申し込みは甲が所定の手続きを行ったことにより、契約が成立したものとする。

## (受講資格) 第3条

甲に虚偽の申告がある時、書類の不備や受講費未納等の場合は、乙に入校を拒否されても異議のないものとし、受講資格の条件は乙のホームページに告示した内容に同意を得たものとし、同業者の方は受講できません。

## (キャンセル等) 第4条

甲の申込後の講習開始日7日前以降は受講料の返金はないものとし、受講可能期間は振込み後1年間まで有効とし、振込み後の受講者の変更、他の講習・コースに変更はできないものとする。

## (免責・日程) 第5条

小雨、中風でも講習を中止する他、地震台風等の自然災害、交通災害、講師の急病その他やむを得ない場合、講習を中止し、予告なく次回に振替（他の場所へ移動）することに甲は同意することとする。

自身の機体を使用する場合は、問題の解決、墜落等の責任を乙は一切負わないものとする。

## (遵守事項) 第6条

甲は乙の講師が指示する待機場所での待機、ヘルメットおよびゴーグルの着用等、安全対策を確実に講じること。講習施設および講習中の撮影は禁止とする。他人に迷惑となる行為及び社会の良俗秩序に反する行為をしてはならない。

甲が講師の指示に従わない場合、乙の判断により講習の受講を差し止め、強制退校に処することがある。

## (遅刻・欠勤) 第7条

甲が講習開始時間に受講できなかった場合は、受講できない。

## (追加料金) 第8条

甲は、講習の規定時間を超えまたは再審査を受ける場合は、追加料金を必要とする。

## (事故等) 第9条

講習中に発生した事故等により人が死傷した場合、乙に責ある時は、加入している保険に定める範囲内で賠償することとする。

## (個人情報の保護および取扱いについて) 第10条

乙は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、業務上必要な範囲内で、かつ、適法公正な方法により、個人情報を管理する。

乙が取得した甲の個人情報は、乙で実施する講習に関する国土交通省への報告、サービスなどをお知らせするために使用し、乙のホームページに掲載する「個人情報保護方針」に基づき個人情報を適切に取り扱うこととする。

## (未成年者の契約および取扱いについて) 第11条

甲が未成年者の場合、甲が保護者の同意を得て、申込書の署名欄に氏名を記載し押印することで、同意確認を得たことを確認することとする。

上記内容を理解し（未成年者は親権者に確認の上）契約するものとする。

株式会社テクノ自動車学校 管理者 様

甲 住所  
氏名  
連絡先

# 新型コロナウイルス感染症対策に伴う 来校・入校制限等の誓約について

テクノ自動車学校では、皆様の安全安心で快適な教習・講習環境を確保するため、厚生労働省が示す「帰国者・接触者相談センター」への相談を要する症状などが「ある方」・「以前にあった方」、「感染者またはその疑いがある人との濃厚接触があった方」（以下「濃厚接触者」という。）には、現在、**来校および入校を制限**させて頂いています。

また、入校中に同様な症状が発症した方、来校時の検温等により体調不良が確認された方も、**教習等の中止や退校**をお願いすることになります。その際、送迎車利用で来校された方には、帰りの送迎車利用はできず**ご自身で帰宅**していただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。

## 誓 約 書

### 【来校・入校制限事項】

- 1 新型コロナウイルス対応窓口である保健所等より『感染している』、または『濃厚接触者である』との案内を受け経過観察期間中の方
- 2 同居家族や身近な人に、感染が疑われる、または濃厚接触者がいる方
- 3 過去4日以内に下記①～⑤の症状が「ある方」、「あった方」、または過去2週間以内に下記①～⑤の症状で受診や服薬等をした方（改善した方も含む）
  - ① 微熱を含む風邪の症状や 37.5 度以上の熱がある方（来校される時には、ご出発前に必ず検温をしてください。来校時にも検温や体調確認を行います。）
  - ② 強いだるさ（倦怠感）がある方
  - ③ 咳、痰、胸部不快感のある方
  - ④ 嗅覚（きゅうかく）、味覚に異常を感じることもある方
  - ⑤ その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方
- 4 過去2週間以内に、
  - ① 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域へ渡航された方
  - ② 国内の「特定警戒都道府県」などの感染拡大地域を訪問された方
  - ③ 前記①または②の該当者と濃厚接触がある方

私は、上記事項の該当は一切なく、入校中に同事項の何れかに該当した場合は直ちに申し出ることを、(未成年者は親権者に確認の上)誓約します。

また、誓約内容に虚偽または故意の不申告がある場合には、これらに起因した損害等について賠償請求されても、異議申し立てをしないことを併せて誓約します。

入校中は、新型コロナウイルス感染予防に関する貴校の公式ホームページおよび校内掲示の内容を十分理解し、来校時にマスクの絶対着用（手作り可）、こまめな手洗いと手指消毒、検温による体調確認等を行って、貴校と共に感染予防に努めます。

令和 年 月 日

署名